

# 三春町経営革新計画承認企業奨励金 交付制度のお知らせ

令和3年8月

三春町

町では、町内中小企業者等の新たな事業活動への取組みを奨励し、経営力強化や持続可能な事業展開への支援を行うため奨励金を交付します。

## 1. 奨励金交付制度の概要

中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画の承認」を受けた中小企業者等に対して、1事業者につき10万円を奨励金として交付します。

(町の予算の範囲内で交付しますのであらかじめご了承ください。)

## 2. 交付申請について

(1) 申請期限 経営革新計画の承認を受けた日の属する年度の翌年度の2月末日まで

ただし、令和3年6月10日以前に承認を受けた事業者については、令和4年2月28日(月)までを申請期限とします。

(2) 申請書類 役場産業課商工観光グループまたは商工会に備え付けておきます。

また、町ホームページでもダウンロードできます。

(3) 申請書提出先 三春町字大町1-2  
三春町産業課商工観光グループあて

(4) お問い合わせ先 ○奨励金の交付に関すること  
産業課商工観光グループ 0247-62-3960

○経営革新計画の承認に関すること

三春町商工会 0247-62-3523